

第三者評価結果

事業所名：川崎市営保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、川崎市公立保育所保育理念である「子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力を育む保育」を念頭に、保育方針、園の保育目標に基づいて、各年齢の子どもの発達に応じた養護と教育について保育目標を立てています。また、子どもの健康支援、食育、安全管理、主な行事、保護者および地域の子育て支援、民間保育所などへの支援、人材育成、インクルーシブ保育（すべての子どもを分け隔てなく認めて行う保育）など、多くの視点を網羅して作成しています。年度末に各クラスや担当で1年間の取組内容について評価、振り返りを行い、次年度の計画に生かしています。保育目標については、情景が思い浮かべられる、子どもや保護者にも分かりやすい表現がいいのではと職員で話し合い、「わくわく にこにこ すげほいくえん」にしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが心地よく安全に過ごし、活動しやすい環境を作っています。「環境グループ」があり、研修結果を生かして保育環境の見直しと工夫を行っています。各保育室に設置した室温湿度計をチェックし、季節により健康管理マニュアルにもとづいた室温湿度にしています。日当たりによって差があるので、活動内容や天候に応じて、子どもの様子を見ながら適宜調節を行い、窓を開けて適宜換気をしています。子どもの成長や様子、遊びなどに合わせて机や遊具の配置を工夫し、マットや衝立を使ってコーナー設定をしています。0歳児の保育室の一角には、パーテーションで仕切った中に畳が敷いてあり、発達に差のある時期の子どもたちが安全に安心して過ごせるように配慮しています。おもちゃは年齢に応じて消毒方法や手順などを細かに設定しています。古い建物ですが、毎月「安全点検表」で危険箇所や劣化がないかを確認し、随時修理・改修を行って環境を整えています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園前の個別面や提出書類、入園後の子どもの様子などから子どもや家庭の状況を把握し、子どもの気持ちに寄り添った保育を心がけています。子どもへの言葉は「だめ」ではなく「こうしようね」など、否定する言葉は使わずプラスの言葉かけをするようにし、また、必要以上に大きな声で接しないように気をつけています。日常の関わりの中で信頼関係を築きながら個々の子どもの気持ちを汲むことに努めています。子ども同士の気持ちのすれ違いには、それぞれの気持ちを受け止めた上で代弁し、無理やり解決をしないように努めています。発達相談支援コーディネーターの資格を持つ職員たちを中心としたケース会議を定期的に行い、職員全体で考え、支援を要する子どもや家庭を関係機関へつなげるなど、必要な支援と保育を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 基本的な生活習慣の習得には、職員が見本を見せたり、一緒にやってみるなど、年齢や発達に応じた言葉かけや援助をし、自分でできた喜びを大切にしています。子どもが自分でやってみようとする姿を見せた時は、子どもの気持ちを大事にし、できるところは見守り、時間がかかっても待つことを大切にしています。トイレトレーニングは、個々の排尿間隔や活動の切れ目などにトイレに誘い、成功体験を重ねながら子ども自身の意欲へとつなげていきます。歯磨きはコロナ禍以降は行わず、2歳途中からうがいを教えています。まだ遊びたい子どもや自分のクラスに戻りたくない子には、無理にクラス行動をさせずに、園長はじめ異年齢のクラスと連携するなど、子どもの気持ちを尊重して個を大切に保育を実践しています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 保育室のおもちゃや絵本などは、子どもが好きなものを自由に取り出せるように配置し、マットや仕切りなどでコーナーを作って自由に遊べる環境を作っています。発表会の出し物を子どもたちの意見で決め、内容も子どもたちの自発的な発想で進めたり、ごっこ遊びでは子どもたちの想像力と実行力を生かして遊びを展開しています。園では「木育」グループがあり、自然とのふれあいを意識して保育に取り入れています。木の実や葉っぱなどで作品を作って遊んだり、カンナくずを部屋いっぱいに広げて遊んだり、竹太鼓を作るなど、木に触れる活動を積極的に取り入れています。コロナ禍で地域との交流が希薄になっていましたが、多摩区役所地域ケア推進課と連携したつながりプロジェクトの再構築をすすめており、園児と高齢者が共に公園で体操をしたり、自然の物でリースを共に作っています。近隣の農家から野菜の苗を提供してもらって栽培・収穫し、また、芋掘り体験をさせてもらう機会があります。子どもたちは自然に触れ、散歩や園庭やテラスで外の空気に触れ、体を動かしています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 毎日の連絡票や送迎時の会話などを通して保護者と密に連絡を取って信頼関係を築き、子ども一人ひとりの発達や生活リズム、体調など、家庭と園での様子をお互いに共有して適切な保育ができるように努めています。保育室の一角に、パーテーションで仕切った中に畳を敷いた空間を造り、その中で睡眠をとったり遊んだり、月齢での発達に差のある子どもたちがそれぞれ安全に安心して過ごせる環境となっています。初めは子どもが好んでいる職員を中心に関わる時間を長く取り、徐々に他の職員へと広げて愛着関係を築いていきます。子どもの興味や発達に合わせて遊具や絵本の入れ替え、配置換えをして保育環境を整え、散歩では木の実や葉っぱに触れたり、日向ぼっこをしたり、踏切の音や電車の通る音を聞くなど、戸外で自然に触れたり、五感から得られる感覚を大切にしています。子どもが舐めたおもちゃ専用のかごを用意して区別するなど、乳児保育において衛生面での管理を徹底しています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 職員は子どもの自主性を大事にし、安全面に十分注意しながら子どもの行動を見守ることを心がけています。子どもの表情、仕草、発達の状況などから気持ちを汲み取り、子どもの自己主張を受け止め、子どものやってみたい気持ちに寄り添った対応に努めています。絵本やおもちゃは子どもの手の届く所に常時置いてあり、自由に使える環境となっています。発達に応じてブロックの大きさを選ぶなど、おもちゃの入れ替えやコーナー設定を工夫してじっくり遊び込めるようにしています。子ども同士の気持ちのすれ違いには、行動を見守りながらお互いの気持ちを受け止め、わかりやすい言葉で代弁して援助しています。毎月クラス内で話し合いの場を設けて子どもの姿を確認し合い、次月の保育へと繋げていくようにしています。子どもたちは散歩をはじめ、園内外での活動や行事の場で様々な年齢の子どもや大人たちと接しています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どもたちからの発信を大切に、子どもの想像力と実行力を生かした保育に取り組んでいます。植物や野菜の栽培・収穫や生き物を飼育し、異年齢、異世代、他園の子どもたちとの交流などから様々な体験をしています。5歳児クラスには図鑑を用意するなど、年齢に合わせた環境を用意しています。3歳児クラスでは、衣服の着替えやトイレでの排泄などの基本的な行動を援助しつつ、簡単なルールのある集団での遊びを取り入れて、他の子どもたちとの関わりを楽しめるような保育をしています。4歳児クラスになると様々なことを理解できるように成長しており、高齢者とのワークショップを行ったり、手話ソングを覚えたり、5歳児クラスを見て自分たちもやりたいという気持ちを受け止め「まつりごっこ」を始めました。5歳児クラスでは、「お楽しみ発表会」の劇を子どもたちが主体となって作り上げ、役の呼び方やセリフなど、子どもたちの自由な発想を生かして発表しています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 建物や設備などの環境を整えるには難しい面がありますが、できる限り障害の特性に合わせて対応しています。椅子からずり落ちないように工夫をしたり、テーブルの高さの調節、ロッカーの位置を利用しやすい場所にするなど、可能な対応をしています。職員は、保護者と相談しながら子どもの成長や発達を振り返って個別指導計画を作成し、翌月につなげていくようにしています。また、研修を受けて知識を深め、療育センターなどの専門機関から助言を受けるなど、連携を図って支援しています。子ども同士の関わり合いは、身体的に気を付けてほしいことは伝えますが、様子を見守っていると、子どもたちは一緒に過ごしている中で状況を把握しており、接し方について子ども同志で話しています。園としては、現時点においてでき得る支援をしていますが、更なる取組の余地があると認識しています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園では、年齢に応じて食事・おやつ・午睡時間を設定しているだけでなく、個々の登園時間や体調などにも合わせて柔軟な対応をしています。長時間保育となる子どもへは、通常保育時間内でも気持ちを受け止めてゆったりと過ごせるように心がけています。延長時は、おもちゃで遊ぶだけではなく、職員と話をして過ごしたり、絵本を眺めるだけといった静かな時間を取り入れるなど、その時々の様子を見ながら配慮ある保育をしています。夕方は、延長用の毎月の予定献立表があり、さつま芋ごはんやチキンライスなど、ごはんものとお茶を提供しています。早出・遅番の保育と日中保育の引き継ぎの際には引継簿で子どもの姿の申し送りをしています。家庭でも、就寝・起床・朝ごはん・排泄・仲良しタイム（絵本を読んでもらう、ぎゅーっと抱いてもらうなど）など、生活のリズムを意識して見直していけたらと、「げんきひょう」の取組を行っています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 小学校との連携は、全体的な計画や各指導計画に連携欄を設けて記載しています。職員は、年長児担当者会議や幼保小連携の会議、小学校の授業参観などに参加し、就学を見通して保育に活かせるように努めています。就学前には「保育要録」を持参するだけでなく、小学校教員と直接話をして配慮事項や家庭環境などを引き継ぎする機会を設けています。保護者には就学に向けて懇談会を開催し、今年度は小学校教員の保護者を中心に話を聞き、保護者同士の情報交換の場を設けて子どもの小学校生活への見通しが持てる機会を持っています。コロナ禍で、以前行っていた卒園前に年長児が小学校を訪問する機会が途絶えていますが、今後は再開できるように計画をしていく予定です。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの健康に関して、留意すべき点・気をつけたい病気・衣服の調整・保健行事の欄を設けた「健康管理年間計画」を作成しています。保護者へは、説明会、「入園のしおり」、毎月の「けんこうだより」「園だより」などで各種情報を伝えています。毎朝視診を行い、0・1・2歳児クラスは「生活記録連絡票」、3歳児クラス以上は「健康観察表」を使って園と家庭で健康状態の把握と共有を行い、必要な配慮をしています。予防接種や病気の記録、アレルギー疾患などについては、入園面談および「健康記録表」の提出により確認し、年度初めにも再確認しています。追加した予防接種は、保護者からの連絡により、園保管の「すこやか手帳」に追記しています。SIDS（乳幼児突然死症候群）の予防策としては、午睡時に定期的に呼吸および顔の向きをチェックし、チェック表には、確認者の記載も行って管理体制を徹底しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康診断は0・1歳児は年6回、2歳児以上は年3回、歯科健診は全園児年1回、園嘱託医により実施しています。身体測定は毎月実施しています。健康診断および歯科健診の日程は、ICT連絡ツールや「けんこうだより」で保護者に知らせ、事前に保護者が気にしていることなどを把握し、実施日に医師へ質問して得た助言や見解を保護者へ伝えるようにしています。健診結果は保護者と職員に伝えると共に、必要に応じて治療の状況などを確認して健康の維持および増進に努めています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもについては、入園面談で確認し、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基にして、医療機関や行政機関と連携して適切に対応しています。職員は研修を受け、また、会議の中でアレルギー疾患に対する知識と対応の仕方を職員間で共有しています。食物アレルギーのある子どもに対しては、毎月保護者とアレルギー等の使用食材を明記した献立表の内容を確認し合っています。食事を提供する際は、個別テーブルにしてトレイに名札を置き、台ふきんも専用のものを使用しています。配膳の際には、保育士と調理員でダブルチェックをして確認し、誤配膳や誤食の防止に努めています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食育年間計画や各指導計画に沿って、子どもたちが楽しみながら食への関心が育つように様々な取組をしています。給食会議では、現在の子どもの発達に合った器や食具について話し合い、食育の見直しなどを行っています。授乳・離乳の支援ガイドに沿って、発達段階に合わせた食事の提供をしています。「離乳食献立表」、栄養士との個別交換ノートを使って保護者と情報交換をして離乳食を進めています。玄関にその日の食事を置いて保護者へ知らせ、毎月「きゅうしょくだより」に郷土料理やご当地グルメをアレンジした献立やその月に使用している旬の食材などを紹介しています。食育で行った様子を掲示したり、給食のレシピを保護者が手に取れる場所に置くなど、家庭と連携を図っています。園では野菜などを栽培して収穫し、保育室で園児の前で調理するライブキッチンを行い、調理の際の匂いや音などを体験してもらって子どもたちが興味を持てるように取り組んでいます。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>個々の子どもの体格（身長・体重）を計測して給与栄養目標量を算出し、発達や発育に適した給食の提供を行っています。通常の献立と離乳食献立のほかに、食物アレルギーのある子へは除去食を、病気回復期や口や歯のけがなどの状況に応じての配慮食を医師の指示の下に提供しています。各地の郷土料理やご当地グルメをアレンジした献立、川崎市の伝統料理、行事食を提供し、旬の食材や食文化を大切に献立となっています。子どもたちがその土地の文化を知り、興味を持って楽しんで食べられるようにしています。栄養士は食事中の子どもの喫食状況を確認し、調理師は保育室で子どもの前で調理する機会を設けるなど、子どもたちとのコミュニケーションを図っています。喫食状況報告書や給食会議で振り返りを行い、次の献立に反映するようにしています。「給食の手引き」や「衛生管理マニュアル」などにもとづいて衛生管理を行い、調理しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>毎日の子どもの様子は、送迎時の会話、連絡ノート、ICT連絡システムを使って保護者と共有しています。特に0・1・2歳児クラスの子どもの様子は、健康状況、機嫌、睡眠、喫食状況など細かな項目を設けた「生活記録連絡票」を用いて毎日連絡を取り合っています。日々の様子は保育室入口に写真を掲示したり、ドキュメンテーション（文字だけでなく写真や動画も用いた記録）、「園だより」などで知らせています。「園だより」には毎月の保育のポイントを載せ、今月はどうの保育をしていくのかを伝えていますが、保護者への周知が充分でなく、工夫が期待されます。園での取組を発信し、それについてアンケートをとるなど、双方向で発信し合えるようにしています。保育参加や懇談会、個人面談など、様々な場面を通して保育への理解を促し、子どもの成長する姿を共有しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者が安心して子育てができるよう、様々な角度から支援を行っています。毎月の園だよりやクラスだより、給食だより、は一通信（家庭向け育児支援紙）、絵本便り、保育ドキュメンテーションを発行して、可視化により保育や子どもの情報が伝わるようにしています。園にいる地域支援コーディネーター資格者5名が中心となり、年数回「ほっとルーム」を開催し、直接職員に話を聞いてもらう機会や「ハッピーフライデー」を開催し、子どもと離れる機会を作っています。クラスと関係のない保護者同士の関わりを持てる仕組み作りも行っています。「子どもも保護者も丸ごと支えていく」という支援のもと、組織作りを行い、実施しています。担任ではなくても、送迎の際には保護者へ声かけし、特に兄弟で通園している場合は率先して荷物を持つ、子どもを抱っこをする等、日頃から保育園全体で保護者も子どもも支えていく姿勢で支援を行っています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>保育中のオムツ交換や着替え等を通しての身体観察、また、子どもの様子や服装、持ち物などにも注意を払い、虐待等権利侵害の兆候がないか観察をしています。送迎時や個人面談等で保護者の思いを聞くように心掛け、保護者の仕事が休みの日でも家族が休息をとれるように保育園を利用できることを伝え、悩みを抱えこまないように支援体制を整えています。保護者支援事業の一環として「ハッピーフライデー」を開催し、リラックスしながら保護者同士話が出来場所を提供し、保護者同士の繋がりが出来るように配慮しています。「川崎市子どもを虐待から守る条例」「川崎市児童虐待対応ハンドブック」をもとに研修を実施しています。子どもの権利侵害と思われる事例が起きた場合は、速やかに園長へ通報して情報共有し、園全体で対応して行く体制があります。必要に応じて園だけではなく関係機関と連携し、ケース会議を開催する仕組みを作っています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>職員個人として自己評価を年1回実施し、人事評価シートを用いた目標管理を行い、間期と年度末に園長と面談をして振り返りを行っています。他にも振り返りリストで子どもの人権について、自己点検シートで振り返っています。個人の評価をもとに、園内プロジェクトで自己評価グループを結成し、46項目に渡って園を評価しています。9マスシートを使用して「保育の気になる」点を書き出し、グループで話し合い、振り返りを行っています。全体会議では、年数回の話し合いの場で振り返り、保育の見直し結果を次年度の保育の実践に繋げるようにしています。子どもの人権グループでは振り返りリストの結果をもとに、グループでの見直しや研修での討議の上、活用しています。自分自身への振り返りと園への評価の両面から自己評価を行い、保育実践で改善し保育の質の向上へ努めています。</p>	